

証券コード：2145
平成29年6月1日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿二丁目7番1号
データリンクス株式会社
代表取締役社長 横尾 勇夫

第35回 定時株主総会招集ご通知

拝 啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社 第35回 定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご都合によりご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月15日（木曜日）午後5時35分までに到着するよう、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月16日（金曜日）午前10時（午前9時 開場）
2. 場 所 東京都新宿区西新宿二丁目2番1号
京王プラザホテル43階 ムーンライト
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください)
3. 目的事項
 報告事項 第35期（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）事業報告および計算書類の内容報告の件
 決議事項
 第1号議案 剰余金の処分の件
 第2号議案 当社と株式会社D T S との株式交換契約承認の件
 第3号議案 取締役2名選任の件
 第4号議案 役員賞与支給の件

4. 招集にあたっての決定事項

次の事項については、法令および当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.datalinks.co.jp/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

株主総会参考書類の以下の事項

- ・第2号議案の「株式会社D T Sの定款の定め」および「株式会社D T Sの最終事業年度（平成29年3月期）に係る計算書類等の内容」

以 上

-
- (お 願 い) 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- (お 知 ら せ) ・株主総会参考書類および添付書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（ホームページ<http://www.datalinks.co.jp/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。
- ・当日当社ではノー・ネクタイの「COOL BIZ（クールビズ）」スタイルにてご対応させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

事業報告

(自 平成28年4月1日)
至 平成29年3月31日)

I. 企業の現況に関する事項

1. 事業の経過および成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府の経済対策や日銀の金融緩和、想定以上の円安を背景に、企業業績は底堅く維持し、緩やかな回復基調で推移しました。

一方で、世界の経済は米国政権の保護主義的な政策運営や英国のEU離脱問題等により、不透明な状況が続いております。

当社の事業領域である情報サービス分野については、AI※1、RPA※2、IoT※3等最新のデジタル技術を応用し、お客様の利益に直結するシステムを含めたサービスの提案・構築ができることが求められており、今後益々お客様と共創するビジネスが増えていくものと想定されます。

BPOサービス分野については、慢性的な人材不足はあるものの、デジタル技術の進行に後押しされ、堅調な成長を続けておりますが、デジタル技術の進行によるお客様の業務変化をいち早く認識し、自社の提案に結びつけていくことや自社のサービスにデジタル技術の対応を実施することが重要と認識しております。

このような状況の下、「システムソリューションサービス事業」においては、自社の強みを強化するため、開発生産性向上のツールの利用や様々な情報を可視化するダッシュボード製品の納入、また、平成28年7月に開発パートナー契約を締結した「ASTERIA WARP※4」を利用したアプリケーションアダプタの開発を継続しました。また、企業の内製化志向を受けた、ユーザ支援型のサービスにも積極的に取組みました。

「BPOサービス事業」においては、平成28年4月1日付けをもって、人材派遣事業の一部を事業譲渡したことから、BPOサービス事業の第2の柱とすべく、クレジット業界に関わる国際的なセキュリティ標準である「PCIDS※5」の認証取得への対応が平成29年2月28日付けで完了しました。また、これらの新規事業を成功させるため、業務提携先との営業活動を展開しました。

また、既存のアウトソーシング系においても、戦略投資案件の継続や不採算案件等の整理・撤退など、事業経営基盤の充実強化に向けて取組みました。

なお、平成28年7月において、IT事業とBPO事業の融和性を更に高めることを目的に組織再編を実施しており、「システムソリューションサービス事業」に含めていたネットワーク基盤構築、運用監視業務を「BPOサービス事業」に統合するとともに、全社戦略部門と位置づけ「ニュービジネス推進室」を設立し、新たな事業創造に向けた活動を推進しました。

以上の結果、当事業年度における経営業績は、売上高5,466百万円(前年同期比29.5%減)、営業利益267百万円(同17.1%減)、経常利益269百万円(同17.2%減)、当期純利益は、事業譲渡に伴う特別利益を計上し、291百万円(同42.1%増)となりました。

セグメント別の営業概況は、次のとおりであります。

・システムソリューションサービス事業

飲料業界向け店舗台帳システムなど、大型案件を獲得した主力のWebアプリケーション開発業務及びネットワーク基盤構築、運用監視業務が堅調に推移したものの、データサイエンス業務、公共・金融案件が低調に推移し、売上高は減少しましたが、高収益案件の獲得や売上原価の低減等、収益力強化を図った結果、当事業年度における経営業績は、売上高3,370百万円(前年同期比3.6%減)、セグメント利益(営業利益)591百万円(同8.7%増)となりました。

・BPOサービス事業

7月より統合した主力のネットワーク基盤構築、運用監視業務及び法人関連アウトソーシングが堅調に推移したものの、物販関連アウトソーシングが低調に推移するとともに、人材派遣事業の事業譲渡に伴い売上高が減少し、稼働管理の徹底や要員の適時配置等、生産性の改善への取組みを図るも、収益力が低下した結果、当事業年度における経営業績は、売上高2,095百万円(前年同期比50.7%減)、セグメント利益(営業利益)197百万円(同16.3%減)となりました。

- ※1 AI(Artificial Intelligence)：人間の脳が行っている知的な作業をコンピュータで模倣したソフトウェアやシステム。具体的には、人間の使う自然言語を理解したり、論理的な推論を行ったり、経験から学習したりするコンピュータプログラムなどのことをいう。
- ※2 RPA(Robotic Process Automation)：認知技術(ルールエンジン・機会学習・人工知能等)を活用した、主にホワイトカラー業務の効率化・自動化の取組。
- ※3 IoT(Internet Of Things)：コンピュータなどの情報・通信機器だけでなく、世の中に存在する様々な物体(モノ)に通信機能を持たせ、インターネットに接続したり相互に通信することにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。
- ※4 ASTERIA WARP(アステリア ワープ)：インフォテリア株式会社が開発した企業向けのシステム連携のミドルウェアであり、ノンプログラミング開発によるデータ及びシステム連携を実現する。平成28年12月末現在において国内外5,928社の導入実績(同社発表)。
- ※5 PCIDS(Payment Card Industry Data Security Standard)：加盟店やサービスプロバイダにおいて、クレジットカード会員データを安全に取り扱う事を目的として策定された、クレジットカード業界のセキュリティ基準。

セグメント別の売上高およびセグメント利益（営業利益）は、次のとおりであります。

(百万円未満は切り捨て)

期 別 セグメント	【第34期】 自平成27年4月 1日 至平成28年3月31日		【第35期】 自平成28年4月 1日 至平成29年3月31日		増 減 率	
	売上高 (百万円)	セグメント 利益 (百万円)	売上高 (百万円)	セグメント 利益 (百万円)	売上高 (%)	セグメント 利益 (%)
	システムソリューションサービス	3,495	543	3,370	591	△3.6
BPOサービス	4,254	236	2,095	197	△50.7	△16.3
合 計	7,750	779	5,466	788	△29.5	1.2

- (注) 1. BPOサービスの前事業年度の業績は、平成28年4月1日付けをもって事業譲渡した人材派遣事業が含まれております。
2. セグメントの業績は、平成28年7月における組織再編変更後の区分方法に基づき作成しております。

2. 重要な設備投資等の状況

該当事項はありません。

3. 重要な資金調達の状況

該当事項はありません。

4. 事業譲渡の状況

当社は、平成28年2月3日開催の取締役会において、BPOサービスにおける人材派遣事業の一部を株式会社リクルートスタッフィングに譲渡することを決議し、平成28年2月24日において事業譲渡契約の締結の上、平成28年4月1日を事業譲渡期日として事業譲渡をいたしました。

5. 財産および損益の状況の推移

(単位：千円)

期 別 項 目	【第32期】	【第33期】	【第34期】	【第35期 当期】
	自平成25年4月 1日 至平成26年3月31日	自平成26年4月 1日 至平成27年3月31日	自平成27年4月 1日 至平成28年3月31日	自平成28年4月 1日 至平成29年3月31日
売 上 高	7,851,963	7,616,214	7,750,145	5,466,065
経 常 利 益	275,996	277,605	324,773	269,074
当 期 純 利 益	156,564	166,327	204,944	291,182
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	72円52銭	77円04銭	94円93銭	134円87銭
総 資 産	3,499,943	3,776,299	3,899,888	3,774,458
純 資 産	2,622,457	2,747,622	2,909,596	3,141,071
1 株 当 た り 純 資 産	1,214円66銭	1,272円64銭	1,347円66銭	1,454円92銭
自 己 資 本 比 率	74.9%	72.8%	74.6%	83.2%

- (注) 1. 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づいて算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を除いて算出しております。
3. 当社は、平成25年10月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第32期の期首に株式分割が行われたとして1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

6. 対処すべき課題

企業収益が底堅さを維持する中、企業のIT投資に対する意欲はAIやRPAといった最新のデジタル技術へとシフトされつつあります。当社が提供するシステムソリューションサービス事業においても、様々な分野においてこのデジタル技術への対応が迫られており、最新技術への対応と既存ビジネスでの開発体制におけるリソース不足を解消していくことで、堅調に推移すると思われます。

一方、BPOサービス事業においても、最新デジタル技術の進行に後押しされ業界は堅調な成長を続けておりますが、他社と差別化する武器として自社サービスへのデジタル技術への対応、人手不足対策としての人材の発掘が必要であると認識しております。

このような状況下において、当面の課題としては、長期的な視野に立った業務・技術における強みの創成とデジタル技術への対応、人材の底上げとともに、労働集約型のビジネスから知識や経験に基づいたノウハウ集約型への抜本的なビジネス構造の変革が重要と認識しており、以下の取り組みを重点的に進めてまいります。

[システムソリューションサービス事業]

- ① プライムコントラクター及び上流ベンダーへの転化を目指し、S I力の強化を図ります。
- ② デジタル技術への対応を迅速化する為、専門チームの設立及び実案件での業務的・技術的な強みの創成を図ります。
- ③ 開発生産性の向上、人手不足解消を目的に、ニアショアやオフショアへのビジネス展開を積極的に拡大します。

[BPOサービス事業]

- ① 既存ビジネスにおける収益構造の改善及びデジタル技術への対応を早急に進め、他社と差別化を図ることで、自社の位置付けを確立します。
- ② 長年培ったコンタクトセンター事業やデータ・エントリー事業において、システムソリューション事業と連携し、新たな事業展開を図ります。
- ③ PCI DSS認証を受けたプラットフォーム型コールセンター事業を早急に収益化し、BPOサービスにおける自社の強みを創成します。

7. 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

- ① システムインテグレーションサービス
- ② コンピューターソフトの開発・販売
- ③ 電気通信工事の設計・施工および保守
- ④ データエントリーサービス
- ⑤ 人材派遣サービス
- ⑥ 有料職業紹介サービス

8. 主要な事業所（平成29年3月31日現在）

	所在地等
本社事務所	〒163-0725 東京都新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル TEL 03-5962-7621 FAX 03-5962-7622
神奈川事業所	〒246-0037 神奈川県横浜市瀬谷区橋戸2-3-3 NTT東日本瀬谷ビル内 TEL 045-520-3897
埼玉事業所	〒359-0042 埼玉県所沢市並木1-4 NTT東日本並木ビル内 TEL 04-2937-3781

9. 従業員の状況（平成29年3月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
314名	23名（減）	37.4歳	10.2年

（注）従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。

10. 重要な親会社および子会社の状況

（1）親会社の状況

① 親会社との関係

会社名	所在地	資本金	親会社が有する当社株式 （出資比率）	主要な事業内容
株式会社D T S	東京都港区	6,113百万円	50.02%	情報システムの開発事業等

（注）当社は、親会社に対して、システムソリューションサービス（システム開発に伴うSES支援が主体）およびB P Oサービス（人材派遣が主体）の取引を行っております。

② 親会社等との間の取引に関する事項

当社は、親会社等との取引に関して、提供するサービスの技術スキルおよび業界価格等を勘案し、国内の同業他社取引先と同様の条件を基本として交渉の上決定しております。また、当社取締役会を中心とした当社独自の意思決定を行っており、意思決定手続の正当性については問題はないものと考えております。

（2）重要な子会社の状況

該当事項はありません。

（3）事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

11. 主要な借入先および借入額（平成29年3月31日現在）

該当事項はありません。

12. その他会社の現況に関する重要な事項

株式会社D T Sによる当社の完全子会社化について

(1) 完全子会社化の目的

当社は、平成29年5月11日開催の取締役会において、株式会社D T Sを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換により当社を株式会社D T Sの完全子会社とすることを決議し、同日付で両社の間で株式交換契約を締結いたしました。

当社における持続的成長や企業価値向上の為には、あらゆる場面において自社のリソースだけでなくD T Sグループの経営資源を最大限活用し、技術力の向上と人材育成を通じた競争力の強化が不可欠との判断に至りました。

そして、このような新しい競争戦略をより迅速かつ確実に推進する為には、当社の親会社である株式会社D T Sの完全子会社となり、D T Sグループが有する技術・営業に関する情報を有効活用し、両社の経営資源を融合することにより、事業シナジー効果を最大化することが必要であると両社において共通の認識に至り、この度、株式交換契約を締結することになりました。

(2) 株式交換の方法

当社については、平成29年6月16日に開催予定の当社の第35回定時株主総会において、株式交換契約の承認を受けたくうえで、平成29年8月1日を株式交換の効力発生日として行う予定です。

株式会社D T Sについては、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより、株式会社D T Sの株主総会の承認を受けずに行う予定です。

(3) 株式交換に係る割当ての内容

当社の普通株式1株に対して、株式会社D T Sの普通株式0.73株を割当交付いたします。株式会社D T Sが保有する当社の普通株式1,080,000株につきましては、株式交換による株式の割当ては行いません。

(4) 株式交換の日程

本株式交換契約締結の取締役会決議日（両社）	平成29年5月11日
本株式交換契約締結日（両社）	平成29年5月11日
定時株主総会基準日（当社）	平成29年3月31日
定時株主総会開催日（当社）	平成29年6月16日（予定）
最終売買日（当社）	平成29年7月26日（予定）
上場廃止日（当社）	平成29年7月27日（予定）
本株式交換の効力発生日	平成29年8月1日（予定）

II. 会社の株式に関する事項（平成29年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数 5,000,000株
2. 発行済株式の総数 2,159,000株
3. 株主数 438名
4. 上位10名の株主の状況

株 主 名	持 株 数	持株比率
	株	%
株式会社D T S	1,080,000	50.02
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	375,000	17.36
テルウェル東日本株式会社	187,500	8.68
モルガン・スタンレーM U F G証券株式会社	98,200	4.54
データリンクス社員持株会	88,200	4.08
株式会社ドコモC S	75,000	3.47
ゴールドマン・サックス証券株式会社	28,000	1.29
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	22,900	1.06
株式会社S B I証券	11,000	0.50
藤田 孝之	7,400	0.34

（注）平成29年2月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社が平成29年2月15日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記上位10名の株主の状況には含めておりません。
 なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 （株）	株券等保有割合 （%）
シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号	109,600	5.08

Ⅲ. 会社役員に関する事項（平成29年3月31日現在）

1. 取締役および監査役

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
横尾 勇夫	代表取締役社長	株式会社DTS 取締役
古田 一人	取締役 執行役員マネジメントサービス事業部長兼 MS営業企画部長兼ビジネスサポートサービス部長	
高橋 剛	取締役 執行役員インテグレーションサービス事業部長兼セールス&マーケティング部長	
豊永 智規	取締役	株式会社DTS 執行役員 法人通信事業本部長 DTS SOFTWARE V I E T N A M C O . , L T D . 社員 総会メンバー
石川 暢彦	取締役	株式会社DTS 執行役員 ソリューション事業本部長 DTS SOFTWARE V I E T N A M C O . , L T D . 社員 総会メンバー
佐藤 直樹	取締役	
津留崎 睦雄	常勤監査役	
石井 妙子	監査役	太田・石井法律事務所 副所長
大野 孝雄	監査役	

- (注) 1. 当事業年度中の会社役員の異動は、次のとおりであります。
平成28年6月17日開催の第34回定時株主総会において、取締役佐藤直樹氏が選任され、就任いたしました。
2. 取締役のうち佐藤直樹氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 監査役のうち石井妙子および大野孝雄の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 佐藤直樹、石井妙子および大野孝雄の3氏は、東京証券取引所の規則に定める独立役員として、同所に届け出ております。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社定款においては、取締役および監査役との間で、取締役および監査役が負担すべき会社法第423条第1項の責任について、善意でかつ重大な過失のないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる旨を定めており、これを前提として、当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く）および監査役との間で責任限定契約を締結し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定められた額または法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額としております。

3. 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

	支給人数	報酬等の総額 (千円)
取 締 役	4名	41,630
監 査 役	3名	11,050
合 計	7名	52,680

- (注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月20日開催の第24回定時株主総会において年額100,000千円以内（使用人給与は含まない）と、決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成28年6月17日開催の第34回定時株主総会において年額15,000千円以内と、決議いただいております。
4. 報酬等の総額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額6,860千円（取締役3名に対し6,110千円、監査役1名に対し750千円）が含まれております。
5. 支給人数には、無報酬の取締役2名が含まれておりません。

4. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

石井妙子氏は、太田・石井法律事務所の副所長を兼務しております。
なお、当社との間において、重要な取引その他の関係はありません。

(2) 当該事業年度における主な活動状況

佐藤直樹氏は、平成28年6月17日の就任時から当事業年度の末日までに開催された取締役会8回のうち8回出席し、経営者としての豊富な経験・見地から必要に応じ、経営上有用な質疑、発言を適宜行っております。

石井妙子氏は、取締役会9回のうち9回出席し、弁護士としての専門的見地から必要に応じ、経営上有用な質疑、発言を適宜行っております。

また、監査役会8回のうち8回出席し、監査の方法その他の監査役の職務の遂行に関する事項について、発言を行っております。

大野孝雄氏は、取締役会9回のうち9回出席し、金融機関を通じて培った知識・見地から必要に応じ、経営上有用な質疑、発言を適宜行っております。

また、監査役会8回のうち8回出席し、監査の方法その他の監査役の職務の遂行に関する事項について、発言を行っております。

(3) 当社の報酬等の額および親会社またはその子会社から受けている報酬等の額

	支給人数	報酬等の額 (千円)	親会社又はその子会社からの役員報酬等 (千円)
社外役員の報酬等の総額等	3名	5,300	—

IV. 会計監査人に関する事項（平成29年3月31日現在）

1. 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

2. 会計監査人の報酬等の額

(1) 会計監査人としての報酬等の額 16,000千円

(2) 当社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 16,000千円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず実質的にも区分できないため、報酬の額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 非監査業務

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

(1) 監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、その決議により、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることとする。

(2) 監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断される場合、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任する。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告する。

5. 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分に関する事項

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分の内容の概要

(1) 処分対象

新日本有限責任監査法人

(2) 処分内容

- ・ 契約の新規の締結に関する業務の停止 3月
(平成28年1月1日から同年3月31日まで)
- ・ 業務改善命令 (業務管理体制の改善)

(3) 処分理由

ア 新日本有限責任監査法人は、株式会社東芝の平成22年3月期、平成24年3月期及び平成25年3月期における財務書類の監査において、7名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。

イ 当監査法人の運営が著しく不当と認められた。

V. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

1. 取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会は、コンプライアンスのための体制を含む内部統制システムの整備方針・計画について決定するとともに、定期的に状況報告を受ける。
- (2) 社外取締役を継続して選任することにより、取締役の職務執行の監督機能の維持向上を図る。
- (3) 適法・適正な事業活動のため、必要に応じて外部の専門家等によるリーガルチェック体制を構築し実施する。
- (4) 監査役は、独立した立場で内部統制システムの整備運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。
- (5) 「データリンクス社企業倫理憲章」および「データリンクス社行動規範」に基づき、役員および社員がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題として捉え業務運営にあたるよう研修等を継続的に行うことにより、役員および社員のコンプライアンス意識の醸成を図る。
- (6) 代表取締役社長は、監査室を直轄するものとし、監査室は内部統制システムが有効に機能していることを確認し、整備方針および計画の実行状況を監視し、代表取締役社長はその監査結果について取締役会に報告する。
- (7) 法令上疑義のある行為等について当社の役員、社員、ほか当社に就業する従業員が相談および通報を行う手段として「内部通報制度」(企業倫理ヘルプライン)を設ける。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る文書(電磁的記録を含む。以下同じ)その他の重要な情報の取扱いは「文書管理規程」およびこれに関する各管理要領に従い、同規程等で定められた担当者が高いセキュリティをもって保存および管理し、必要な関係者が閲覧できる体制を整備する。
- (2) 情報の管理に関しては、責任部署を定め、情報セキュリティに関する体制を整備する。また、個人情報保護に関しては基本方針および個人情報保護規程を定め対応する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 代表取締役社長は、リスク管理を統括するとともにリスク管理が円滑かつ有効に機能するよう担当役員を定め、コーポレートサービス統括部内の所管部署がリスクの体系化と問題点の把握を行い、責任部署と問題点に対する対応計画を定め、リスクの発生の有無について継続的な監視を行う。
- (2) 事業上のリスクについては、その発現の頻度および発現による影響を勘案して重点化の上取り組む。
- (3) 所管部署は定期的に責任部署ごとのリスクに対する体制整備の進捗状況をレビューするとともに、具体的な個別事案の検証を通じて全社的体制の適切性に関するレビューを行う。
- (4) 監査室は、各部署における日常的なリスク管理の状況を監査する。
- (5) 代表取締役社長は、(3)のレビュー結果および(4)の監査結果で重要な事項を取締役に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、職務分掌規程を定め、同規程に基づき、代表取締役社長その他業務執行を担当する取締役等に業務の執行を行わせるとともに、定期的に業務の執行状況等について報告を受ける。
- (2) 経営に関する重要事項等を議論し、適正な意思決定を行うために、代表取締役社長その他重要な組織の長によって構成される経営会議を設置し、運営する。
- (3) 全社的な事業推進においては、実施すべき具体的な施策および効率的な業務遂行を、社内規則に基づく職務権限や意思決定ルールにより行う。
- (4) 役員および社員が共有する全社的な目標を定め、浸透を図るとともに、この目標に基づく3事業年度を期間とする中期経営計画を策定する。この中期経営計画に基づき短期計画として、事業年度ごとに各事業部門の事業目標と予算を設定する。

5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社の親会社とは相互の自主性・自立性を十分に尊重しつつ、連携を図る。
- (2) 親会社との間の取引等について法令に従い適切に行うこと等を基本方針とする。

6. 監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合における当該社員に関する事項

監査役は、監査の実施にあたり監査室等の社員に必要な事項を指揮命令することができる。

7. 前号の社員の取締役からの独立性及び当該社員に対する監査役の指揮命令の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役の職務を補助すべき社員の人事異動・人事考課等については監査役の意見を尊重する。
- (2) 監査役より、監査の実施にあたり指揮命令を受けた社員は、その業務の遂行中は取締役等の指揮命令は受けない。

8. 取締役及び社員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 代表取締役社長その他業務執行を担当する取締役等は、取締役会等において随時その担当する業務の執行状況を監査役に対して報告する。
- (2) 取締役は、以下に定める事項について、発見次第速やかに監査役に報告する。
 - ア. 会社に著しい損害または著しい信用の低下を及ぼす事項、またはそのおそれのある事項
 - イ. 重大な法令・定款・社内規程違反、またはそのおそれのある事項
 - ウ. コンプライアンス上重要な事項
 - エ. その他ア～ウに準じる事項
- (3) 社員は(2)に関する重大な事実を発見した際は、監査役に直接報告することができる。

9. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、「DATA LINKSコンプライアンスガイド」において、監査役へ報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を役員に周知徹底する。

10. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が定める監査計画において見込まれる費用については予め予算化し、突発的に発生した事象に対応するために必要な費用については、前払いまたは償還できるとする。

11. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会の他、経営会議等重要な会議に出席し、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握する。
- (2) 監査役は、重要な稟議書その他文書を閲覧し、必要に応じ取締役および社員の説明を受ける。
- (3) 監査役は、代表取締役社長、会計監査人のそれぞれと随時意見交換を開催する。
- (4) 取締役は、監査役の適切な職務執行のため、親会社の監査役等との意思疎通、情報交換が適切に行えるよう環境整備に協力する。
- (5) 監査役は、必要に応じ自らの判断で、弁護士および公認会計士等の外部専門家より、監査業務に関する助言を受けることができる。

12. 反社会的勢力排除に向けた基本方針

企業の倫理的使命として、「データリンクス社行動規範」を定め、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との結びつきを断固として排除し、一切の関係を断たない。

また、反社会的勢力からの不当な要求に対しては、毅然とした態度で対応する。反社会的勢力とのトラブルが発生した場合には、これに対処する迅速な連絡体制のもと、警察・弁護士等と連携し、組織的な対応を図る。

VI. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社における「業務の適正を確保するための体制の運用状況」については、内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に調査を実施しており、取締役会にその内容を報告しております。また、調査の結果判明した問題点につきましては、是正措置を行ない、より適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位 千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,636,882	流動負債	609,543
現金及び預金	2,672,468	買掛金	173,066
売掛金	753,279	未払金	147,726
仕掛品	235	未払費用	26,063
前払費用	16,641	未払事業所税	6,952
未収入金	22,240	未払法人税等	65,307
未収消費税等	97,932	前受金	8,294
繰延税金資産	78,371	預り金	10,788
その他	212	賞与引当金	164,743
貸倒引当金	△4,499	役員賞与引当金	6,000
固定資産	137,576	その他の	600
有形固定資産	40,069	固定負債	23,844
建物	25,397	長期未払金	294
工具、器具及び備品	14,672	役員退職慰労引当金	23,550
無形固定資産	9,988	負債合計	633,387
ソフトウェア	8,678	(純資産の部)	
電話加入権	1,310	株主資本	3,125,416
投資その他の資産	87,517	資本金	309,024
投資有価証券	29,056	資本剰余金	209,024
ゴルフ会員権	3,000	資本準備金	209,024
敷金保証金	51,445	利益剰余金	2,607,505
繰延税金資産	4,015	利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	2,582,505
		別途積立金	1,857,500
		繰越利益剰余金	725,005
		自己株式	△136
		評価・換算差額等	15,654
		その他有価証券評価差額金	15,654
		純資産合計	3,141,071
資産合計	3,774,458	負債・純資産合計	3,774,458

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 平成28年4月 1日)
(至 平成29年3月31日)

(単位 千円)

科 目	金 額	
売 上 高		5,466,065
売 上 原 価		4,385,199
売 上 総 利 益		1,080,866
販売費及び一般管理費		813,489
営 業 利 益		267,376
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	199	
受 取 配 当 金	392	
保 険 配 当 金	875	
雑 収 入	231	1,697
経 常 利 益		269,074
特 別 利 益		
事 業 譲 渡 益	161,287	161,287
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	2,716	2,716
税 引 前 当 期 純 利 益		427,645
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	112,488	
法 人 税 等 調 整 額	23,975	136,463
当 期 純 利 益		291,182

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成28年4月1日)
(至 平成29年3月31日)

(単位 千円)

残高及び変動事由	株 主 資 本					
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金			
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計
				別途積立金	繰越利益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	309,024	209,024	25,000	1,857,500	492,116	2,374,616
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-	△58,293	△58,293
当 期 純 利 益	-	-	-	-	291,182	291,182
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-
株主資本以外の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	-	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	232,889	232,889
当 期 末 残 高	309,024	209,024	25,000	1,857,500	725,005	2,607,505

残高及び変動事由	株主資本		評価・換算 差 額 等	純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
当 期 首 残 高	-	2,892,664	16,932	2,909,596
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当	-	△58,293	-	△58,293
当 期 純 利 益	-	291,182	-	291,182
自己株式の取得	△136	△136	-	△136
株主資本以外の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	-	-	△1,277	△1,277
当 期 変 動 額 合 計	△136	232,752	△1,277	231,474
当 期 末 残 高	△136	3,125,416	15,654	3,141,071

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

【個別注記表】

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は、原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

①商品

移動平均法

②仕掛品

個別法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

①建物（建物附属設備）

3年～15年

②工具、器具及び備品

2年～20年

なお、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込み利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については原則として貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

(1) 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは、原価比例法）

(2) その他の工事

工事完成基準

6. その他計算書類作成のための重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(2) 採用している退職給付制度

退職金制度について、確定拠出年金制度及び退職金前払制度を採用しております。

会計方針の変更に関する注記

(会計基準等の改正に伴う会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

追加情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

貸借対照表に関する注記

- | | |
|------------------------------|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 102,116千円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権は、次のとおりであります。 | |
| 短期金銭債権 | 52,992千円 |

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	647,147千円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式 普通株式	2,159,000	—	—	2,159,000

2. 自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	—	76	—	76

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取り76株による増加分であります。

3. 配当に関する事項

(1) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たりの 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年6月17日 定時株主総会	普通株式	58,293	27	平成28年3月31日	平成28年6月20日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の 原資	配当金の総額 (千円)	1株当たりの 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年6月16日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	69,085	32	平成29年3月31日	平成29年6月19日

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

流動資産

(繰延税金資産)	(千円)
未払事業税否認額	6,534
未払事業所税否認額	2,145
賞与引当金否認額	50,839
未払法定福利費否認額	8,043
貸倒引当金否認額	1,388
その他	9,420
<u>繰延税金資産合計</u>	<u>78,371</u>

固定資産

(繰延税金資産)	
役員退職慰労引当金否認額	7,211
電話加入権減損損失否認額	936
ソフトウェア償却限度超過額	2,393
その他	1,073
評価性引当額	△1,108
<u>繰延税金資産合計</u>	<u>10,507</u>

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△6,491
<u>繰延税金負債合計</u>	<u>△6,491</u>
<u>繰延税金資産純額</u>	<u>82,387</u>

リースにより使用する固定資産に関する注記

事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、投機的な取引は行いません。また、資金調達が必要が生じた場合は、銀行借入で対応する方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を必要に応じて把握する体制としています。

投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であり、月次資金繰計画を作成するなどの方法により管理しています。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額 (*)	時価 (*)	差額
(1) 現金及び預金	2,672,468	2,672,468	—
(2) 売掛金	753,279	753,279	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	29,056	29,056	—
(4) 買掛金	(173,066)	(173,066)	—
(5) 未払金	(147,726)	(147,726)	—
(6) 未払法人税等	(65,307)	(65,307)	—

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券並びにデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金並びに (2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

時価については、株式は取引所の価格によっております。

なお、有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりです。

(単位：千円)

区分	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	6,910	29,056	22,146
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
合計		6,910	29,056	22,146

(4) 買掛金及び (5) 未払金並びに (6) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) デリバティブ取引

該当する取引がないため記載しておりません。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内
現金及び預金	2,672,468
売掛金	753,279
投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	—
合計	3,425,747

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との 取引	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	株式会社 DTS	東京都 港区	6,113	情報シ ステムの 開発事業等	被所有 直接50.0	システムソリ ューションサ ービス事業 の一部受託及 びBPOサー ビス事業の 提供 役員の兼任 1人	システム ソリ ュ ー シ ョ ン サ ー ビ ス 及 び B P O サ ー ビ ス (注) 1	647,147	売掛金	52,912
法人主 要株主	株式会社エ ヌ・ティ・ ティ・デー タ	東京都 江東区	142,520	デー タ通 信シ ス テ ム の 開 発 事 業 等	被所有 直接17.3	システムソリ ューションサ ービス事 業の一部受託	シ ス テ ム ソ リ ュ ー シ ョ ン サ ー ビ ス (注) 1	765,278	売掛金	130,842

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. システムソリューションサービス・BPOサービス売上高は、提供するサービスの技術スキル及び業界価格等を勘案し、国内の同業他社取引先と同様の条件を基本として交渉の上決定しております。
2. 取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んでおります。

2. 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との 取引	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
その 他 の 関 係 会 社 の 子 会 社	テルウェル 東日本株式 会社	東京都 渋谷区	100	NTT グル ープ会社 等の福利 厚生施設 に関する 事業等	被所有 直接8.6	システムソリ ューションサ ービス事 業の一部受託 及びBPOサ ービス事業 の受託	シ ス テ ム ソ リ ュ ー シ ョ ン サ ー ビ ス 及 び B P O サ ー ビ ス (注) 1	17,602	売掛金	4,302
	株式会社エ ヌ・ティ・ ティ・デー タ・イント ラマート	東京都 港区	738	パッケー ジソフト (イントラ マート) の販売等	—	システムソリ ューションサ ービス事 業の一部受託	シ ス テ ム ソ リ ュ ー シ ョ ン サ ー ビ ス (注) 1	185,562	売掛金	16,298
	株式会社N T T東日本 南関東	東京都 港区	50	東日本電 信電話及 び他の会 社等に対 する受託 業務等	—	システムソリ ューションサ ービス事 業の一部受託 及びBPOサ ービス事業 の受託	シ ス テ ム ソ リ ュ ー シ ョ ン サ ー ビ ス 及 び B P O サ ー ビ ス (注) 1	71,185	売掛金	12,327

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との 取引	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
その他の 関係 会社 の子 会社	エヌ・ティ・ イー・データ・ システムサービス 株式会社	東京都 江東区	100	データ通信 システムの開発、 保守及び運用の 受託、販売並び に賃貸業務等	—	システムソリューションサービス事業の一部受託及びBPOサービス事業の受託	システムソリューションサービス及びBPOサービス (注) 1	526,017	売掛金	48,514

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. システムソリューションサービス・BPOサービス売上高は、提供するサービスの技術スキル及び業界価格等を勘案し、国内の同業他社取引先と同様の条件を基本として交渉の上決定しております。
2. 取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んでおります。

1 株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,454円92銭
1株当たり当期純利益	134円87銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記事項

(企業結合等関係)

事業分離

1. 事業分離の概要

(1) 分離先企業の名称

株式会社リクルートスタッフィング

(2) 分離した事業の内容

BPOサービス事業に係るIT派遣及び受託業務に付帯する派遣を除く、全ての人材派遣事業

(3) 事業分離を行った主な理由

当社は、平成4年に一般労働者派遣事業許可を取得以来、BPOサービスの主軸として人材派遣事業を展開し、平成9年には横浜に営業所を開設、以降も大宮、仙台と拠点を増設し、拡大を図ってまいりました。

しかしながら、リーマンショックが生じた平成20年を頂点に、労働法制の度重なる改正や同業他社との価格競争による派遣スタッフの確保難、また特定マーケットへの依存も影響し、売上高の減少傾向が止まらない状況にありま

す。

つきましては、収益改善へ向け、営業所閉鎖やコスト削減を図る一方で、営業力強化などに取り組んできましたが、昨年9月30日に新たに施行された改正労働者派遣法によるコスト負担増が見込まれるなど、改善の予測が困難であることから、IT派遣及び受託業務に付帯する派遣を除く、全ての派遣業務の譲渡を決断いたしました。

(4) 事業分離日

平成28年4月1日

(5) 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする事業譲渡

2. 実施した会計処理の概要

(1) 移転損益の金額

事業譲渡益 161,287千円

(2) 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳
該当事項はありません。

(3) 会計処理

「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)に基づき処理を行っております。

3. 分離した事業が含まれていた報告セグメント

BPOサービス

4. 当事業年度に係る当期損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成29年5月9日

データリンクス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 阿部 純也 ㊟
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 江下 聖 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、データリンクス株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第35期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月11日

データリンクス株式会社	監査役会
常勤監査役	津留崎 睦 雄 ㊟
社外監査役	石 井 妙 子 ㊟
社外監査役	大 野 孝 雄 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を最重要課題として認識しており、安定した配当を継続的に行うことが株主の皆様への中長期的な利益還元に貢献するものと考えております。

当期の期末配当につきましては、会社を取り巻く経営環境が依然として厳しい折から、株主の皆様への利益還元と今後の事業環境および事業の継続的成長のための内部留保など総合的に勘案し、次のとおりとさせていただきますと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金32円
配当総額 69,085,568円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年6月19日

第2号議案 当社と株式会社D T Sとの株式交換契約承認の件

当社及び株式会社D T S（以下、「D T S」といいます。）は、平成29年5月11日開催のそれぞれの取締役会において、D T Sを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日、両社の間で株式交換契約（以下、「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

つきましては、本株式交換契約について、ご承認いただきたく存じます。

なお、本株式交換の効力発生日は、平成29年8月1日を予定しております。

また、D T Sについては、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続により株主総会による承認を受けずに、本株式交換を行う予定です。

また、本株式交換の効力発生日に先立ち、当社の普通株式は、株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）JASDAQ市場（以下、「JASDAQ」といいます。）において、平成29年7月27日付で上場廃止（最終売買日は平成29年7月26日）となる予定です。

1. 本株式交換を行う理由

D T Sは、昭和47年に東京都港区にて創業し、平成11年に東京証券取引所市場第1部に上場いたしました。創業以来、「技術をもって顧客の信頼を築く、技術をもって企業価値を増大する、技術をもって社員生活の向上を図る、技術をもって社会に貢献する」という企業理念に基づき、金融や通信をはじめ、幅広い業種・業態のお客様にコンサルティング

グから設計、開発、運用、基盤構築までのシステムに関わる、様々なサービスの提供を通して、お客様への付加価値を継続的に提供するとともに、高度なビジネスニーズに応えられるシステムインテグレーターを目指してまいりました。

現在、D T Sグループは、「新たな価値を創り出す MADE BY D T S」を経営ビジョンに掲げ、平成28年度を初年度とする3か年の中期経営計画「新たな価値を生み出す Change! for the Next」を策定し、この3か年を真のS I企業への「変革」を果たす3年間と位置付け、自ら変革し続けることで社会やお客様のビジネス価値向上に最適なI Tサービスの提供と、環境変化に迅速に対応出来る機動的なグループ体制の確立に向けた取組を推進しております。また、成長分野への深耕や競争力向上に向けて、平成29年4月には、車載・医療の組込システム開発に強みを持つグループ会社である横河デジタルコンピュータ株式会社とアートシステム株式会社を合併し、株式会社D T Sインサイトを設立するなど、グループの拡大成長と安定に全力を尽くし、社会的信頼の向上を目指すとともに、自己株式取得による資本効率の向上並びに株主の皆様への利益還元を図るなど、株主及び投資家の皆様にとって魅力ある企業グループとなるため、グループ一丸となって取り組んでおります。

一方、当社は、昭和57年に設立され、財団法人の情報システム子会社として、財団法人やN T Tグループ向けの基幹システム等を始めとして様々なサービスの提供をしてまいりました。また、平成13年4月のD T Sとの資本・業務提携後は、「クライアントファースト、クオリティーファースト、オブジェクトファースト」を企業理念とし、総合人材サービス業を目指してまいりました。

平成19年には、社会的認知度の向上による収益力の拡大や優秀な人材確保を目的としてJ A S D A Qに上場し、D T Sの子会社として親会社からの独立性を確保しつつ、社外取締役や社外監査役によるガバナンスの充実を通じて、少数株主の利益を適切に保護しながら、上場の利点を生かした各種施策に取り組むことで、即戦力のWe b開発技術者やデータサイエンス業務におけるデータサイエンティストに成り得る優秀な学生の採用等、株式上場時に企図した成果を挙げてまいりました。平成28年3月には、事業環境の変化に対応するため、上場以来中核事業としてきた人材派遣事業（事務派遣）を譲渡し、システムソリューションサービス事業及びB P O（ビジネス プロセス アウトソーシング）サービス事業に専念し、事業の選択と集中・コスト構造改革に取り組み、更なる事業規模拡大と企業価値の向上を目指しております。

D T Sは、これまでグループ企業である当社と経営戦略や経営計画を共有し、連携して事業運営をすすめてまいりました。しかしながら、近年、A I、I o T、F i n t e c h、ビッグデータ、クラウド、モビリティなどのデジタルテクノロジーの発達により、お客様を取り巻く環境は大きく変化しようとしています。加えて、国内外の経済情勢の不透明さ、競争の激化など、D T S及び当社を取り巻く経営環境は益々厳しさを増しております。こうした社会・技術の変化に対応し、両社が中長期的にコア事業を更に強化するためには、両社の技術・ノウハウや事業基盤を融合し、機動的に戦略を実行するなど、従来以

上に緊密な関係を築くとともに、お互いの得意分野を活かしながら、市場・技術・人材・拠点のシナジー効果を迅速かつ最大化する必要があります。具体的には、D T S の成長分野であるソリューション事業と中核事業である運用・B P O事業について、業務領域が重複している当社のシステムソリューションサービス事業やB P Oサービス事業と一層の連携強化を図ることにより、両社の高スキル人材の共有及び技術・ノウハウや事業基盤の融合、人材育成など各種制度の連携・共通化による業務シナジーの更なる拡大などを可能とすることで、営業基盤の拡大や開発力の強化、効率的なリソース活用が推進され、D T S 及び当社の更なる成長の核になると考えております。また、当社が着実に成長戦略を実現していくためには、D T S グループが持つ顧客基盤や技術力といった経営資源を最大限活用できるような強固な協業体制の構築が必要です。

これらの状況を踏まえ、D T S は、D T S による当社の完全子会社化が最善の策であると判断するとともに、完全子会社化にともなう財務・資本面などへの影響を総合的に検討し、平成28年12月に、当社に対して、D T S の自己株式を対価とした株式交換による完全子会社化を申し入れました。

当社は、D T S からの申し入れが、現在の業界動向のもと、自社のあるべき競争戦略にどのように寄与し得るのかについて真摯に検討を行いました。当社は、Web系システム構築やビッグデータ分析を中心に、様々な事業展開を試みてまいりましたが、主力事業であるシステムソリューションサービス事業では、従来以上にA I やI o T等のデジタル技術の進捗が早期化され、営業やシステム開発における提案アプローチ、開発手法等が変化し、また依頼されるシステム開発においても顧客側のI T部門から顧客側の現場部門主導でのシステム開発が増えてきており、対応すべき要求等に変化が生じております。また競合他社との競争は激しさを増しており、このような厳しい業界環境の中で持続的成長や企業価値向上を実現し、株主の皆様を始めとする様々なステークホルダーの期待に応えるためには、あらゆる場面において、自社のリソースだけでは営業力強化や新技術への対応に限界があり、D T S グループの経営資源を最大限活用し、研究開発や投資による技術力の向上と体系的な人材育成を通じた競争力の強化を図る事が必要不可欠と考えるに至りました。そして、このような新しい競争戦略をより迅速かつ確実に推進するためには、当社の親会社であるD T S の完全子会社となり、D T S グループが有する規模の大きい開発プロジェクトにおけるプロジェクト管理技術や、法人分野におけるソリューション展開とそのノウハウや顧客基盤を有効活用し、両社の経営資源を融合することによるスケールメリットを享受し、事業シナジー効果を最大化することが必要であるとの認識に至りました。

当社とD T S は、このたびのD T S による当社の完全子会社化の申し入れを踏まえて、今後の両社の有り方について真摯に協議を重ねた結果、大きく変化する事業環境において、それぞれ独立した上場会社としてこれまで培ってきた強みやノウハウを生かしていくことと比較して、従来以上に企業理念やビジョン、戦略の共有を推進するとともに、迅速な意思決定により経営資源の選択と集中を図ることや、上場維持管理コストの削減、情報の集約化による業務の効率性向上、人的リソースの効果的な再配分などの、より効率的で

強固な経営基盤を構築し、グループ経営をより一層強化することが、将来に向けての両社の企業価値向上に一層資するとの認識に至りました。そして、これらをより迅速に実行するためには、D T Sが当社を完全子会社化し、共通のグループ戦略のもと、両社間の意思決定の迅速化と責任の明確化を図り、グループガバナンスの一層の強化と組織運営の柔軟性を確保することが最善の方法との結論に達し、平成29年5月11日、本件株式交換契約を締結することを両社で決定いたしました。

2. 本株式交換契約の内容の概要

当社がD T Sとの間で締結した本株式交換契約の内容は、以下のとおりです。

株式交換契約書（写）

株式会社D T S（以下「甲」という。）及びデータリンクス株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

甲及び乙は、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は乙の発行済株式（但し、甲が保有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

第2条（当事会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

甲 商号：株式会社D T S

住所：東京都港区新橋6-19-13

乙 商号：データリンクス株式会社

住所：東京都新宿区西新宿2-7-1

第3条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（但し、甲を除く。以下同じ。）に対して、乙の普通株式に代わり、その保有する乙の普通株式の数の合計に0.73を乗じた数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、基準時における乙の株主に対して、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.73株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。
3. 甲は、前二項に従い乙の株主に割り当てるべき甲の普通株式の数に1に満たない端数があるときは、会社法第234条その他の関係法令の規定に従い処理する。

第4条（甲の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従い、甲が定める。

第5条（効力発生日）

本株式交換が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成29年8月1日とする。但し、本株式交換に関する手続進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲及び乙は協議し合意の上、これを変更することができる。

第6条（株式交換契約承認株主総会）

1. 甲は、会社法第796条第2項本文の規定に基づき、本契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けずに本株式交換を行う。但し、会社法第796条第3項の規定により、本契約について甲の株主総会の決議による承認が必要となった場合には、甲は、効力発生日の前日までに株主総会を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求める。
2. 乙は、効力発生日の前日までに、本契約について会社法第783条第1項に定める株主総会の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求める。
3. 前二項に定める手続は、本株式交換に関する手続進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲及び乙は協議し合意の上、これを変更することができる。

第7条（剰余金の配当）

1. 甲は、平成29年3月31日の最終の甲の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、普通株式1株あたり45円、総額1,033,886,880円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
2. 乙は、平成29年3月31日の最終の乙の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、普通株式1株あたり32円、総額69,085,568円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
3. 甲及び乙は、前二項に定める場合を除き、本契約締結後、効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当を行ってはならない。

第8条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日までの間、善良な管理者としての注意をもって業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、通常の業務執行に伴うものを除き、その財産若しくは権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為又は本株式交換の実行に重大な影響を及ぼすおそれのある行為（甲及び乙による、株式、新株予約権、新株予約権付社債の発行その他の甲及び乙の総株主の議決権の数に影響ある行為を含むが、これらに限られない。）については、あらかじめ甲及び乙で協議し合意の上、これを行う。

第9条（自己株式の消却）

乙は、効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、法令等に従い、基準時の直前時までに保有することとなる自己株式（本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって乙が取得する自己株式を含む。）の全部を、基準時の直前時（ただし、当該株式買取請求がある場合にはこれに係る株式の買取りの効力発生後とする。）において消却する。

第10条（本契約の変更又は解除）

本契約締結の日から効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重要な変動が生じたとき、本株式交換の実行に重大な支障をきたす事態が生じたとき、その他本契約の目的の達成が困難となったときは、甲及び乙で協議し合意の上、本株式交換の条件その他の本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（本契約の効力）

本契約は、(i)甲において、第6条第1項但書に定める株主総会の承認が得られなかったとき（会社法第796条第3項の規定により、本契約について甲の株主総会の決議による承認が必要となった場合に限る。）、(ii)乙において、第6条第2項に定める株主総会の承認が得られなかったとき、(iii)効力発生日の前日までに本株式交換の実行に必要な関係官庁等の承認等が得られなかったとき、又は(iv)前条に従い本契約が解除されたときは、その効力を失う。

第12条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議の上、決定する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙は各々記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年5月11日

甲 東京都港区新橋6-19-13
株式会社D T S
代表取締役社長 西田 公一 ㊟

乙 東京都新宿区西新宿2-7-1
データリンクス株式会社
代表取締役社長 横尾 勇夫 ㊟

3. 会社法施行規則第184条第1項各号（第5号及び第6号を除く。）に掲げる事項の内容の概要

1 交換対価の相当性に関する事項

(1) 本株式交換に係る割当ての内容

会社名	D T S (株式交換完全親会社)	当社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	0.73
本株式交換により交付する株式数	D T S 普通株式：787,614株（予定）	

(注1) 株式の割当比率

当社の普通株式1株に対して、D T Sの普通株式0.73株を割当交付します。ただし、D T Sが保有する当社の普通株式1,080,000株（平成29年5月11日現在）については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

(注2) 本株式交換により交付するD T Sの株式数

本株式交換により交付されるD T Sの普通株式の数：787,614株（予定）

D T Sは、本株式交換に際して、本株式交換によりD T Sが当社の発行済株式（ただし、D T Sが保有する当社の普通株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下、「基準時」といいます。）における当社の株主の皆様（ただし、D T Sを除きます。）に対し、その保有する当社の普通株式に代えて、上記表の割当比率に基づいて算出した数のD T Sの普通株式を割当交付いたします。D T Sの交付する株式は、全てその保有する自己株式にて充当する予定であり、本株式交換における割当てに際してD T Sが新たに株式を発行する予定はありません。なお、当社は本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時の直前時までに当社が保有することとなる全ての自己株式（本株式交換に関して行使される会社法第785条に基づく反対株主の買取請求に応じて取得する自己株式を含みます。）を、基準時の直前時をもって消却する予定です。

本株式交換により割当交付する株式数については、当社による自己株式の取得・消去等の理由により今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換により、D T Sの単元未満株式（100株未満の株式）を保有する株主が新たに生じることが見込まれます。特に、保有されている当社の株式数が100株未満で

ある当社の株主の皆様は、D T Sの単元未満株式のみを保有することとなる見込みであり、取引市場においては売却することはできません。D T Sの単元未満株式を保有することとなる株主の皆様におかれましては、D T Sの普通株式に関する単元未満株式の買取制度（会社法第192条第1項の規定に基づき、D T Sの単元未満株式を保有する株主の皆様が、D T Sに対してその保有する単元未満株式を買い取ることを請求し、これを売却することができる制度）をご利用いただくことができます。

(注4) 1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、D T Sの普通株式1株に満たない端数の割当交付を受けることとなる当社の株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数（合計数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当する数のD T Sの株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様へ交付いたします。

(2) 割当ての内容の根拠及び理由

D T S及び当社は、本株式交換に用いられる上記(1)「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式の割当比率（以下、「本株式交換比率」といいます。）の算定に当たって公正性・妥当性を確保するため、D T Sは第三者算定機関としてS M B C日興証券株式会社（以下、「S M B C日興証券」といいます。）を、また、法務アドバイザーとしてT M I総合法律事務所を、一方、当社は第三者算定機関として山田F A S株式会社（以下、「山田F A S」といいます。）を、法務アドバイザーとして成和明哲法律事務所をそれぞれ選定いたしました。

D T Sは、第三者算定機関であるS M B C日興証券から平成29年5月11日付で受領した株式交換比率算定書、T M I総合法律事務所からの助言等を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、D T S及び当社の株主の皆様の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

両社は、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果及び助言並びに各社の法務アドバイザーからの助言を参考にし、両社の財務状況、業績動向、株価動向等の要因を総合的に勘案した上で、両社間で交渉・協議を重ねた結果、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の皆様の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことにつき、平成29年5月11日に開催された両社の取締役会決議に基づき、両社間で本株式交換契約を締結することといたしました。

なお、本株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議のうえ変更することがあります。

(3) 算定に関する事項

S M B C日興証券は、D T S及び当社について、東京証券取引所に上場しており、

市場株価が存在することから、市場株価法（平成29年5月10日を算定基準日とし、算定基準日以前の1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の株価終値単純平均値）を加えて将来の事業活動の状況を算定に反映させるため、DCF法を採用いたしました。

なお、S M B C日興証券による株式交換比率算定書は、D T Sの取締役会が株式交換比率を決定する際の参考情報として作成されたものであり、両社間で合意・決定された株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。

各評価方法による当社の普通株式1株に対するD T Sの普通株式の割当て株数の算定結果は、下表のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法	0.62 ~ 0.66
DCF法	0.55 ~ 0.85

S M B C日興証券は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産及び負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、両社の財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提としております。また、S M B C日興証券の株式交換比率の算定は、平成29年5月10日現在までの情報と経済条件を前提としたものであります。

なお、S M B C日興証券がDCF法による算定の前提としたD T Sの事業計画につきましては、大幅な増減益は見込まれておりません。また、S M B C日興証券がDCF法による算定の前提とした平成30年3月期から平成32年3月期までの当社の事業計画につきましては、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、B P Oサービス事業における、クレジットカード番号を扱う上での国際的なセキュリティ基準であるP C I D S S（Payment Card Industry Data Security Standard、以下、「P C I D S S」といいます。）の認証を受けたコンタクトセンターの新規ビジネスによる売上及び利益拡大や、全社における各種施策費用等のコスト削減を積極的に図ることにより、平成31年3月期において、前事業年度と比較し大幅な増益となることを見込んでおります。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

一方、山田F A Sは、D T S及び当社について、東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法（平成29年5月10日を算定基準日とし、算定基準日以前の1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の株価終値単純平均値）を加えて

将来の事業活動の状況を算定に反映させるため、DCF法を採用いたしました。

市場株価法においては、平成29年5月10日を算定基準日として、DTSの普通株式の東京証券取引所市場第1部、及び当社の普通株式の東京証券取引所JASDAQにおける算定基準日の終値、直近1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の株価終値の単純平均値を採用しております。

DCF法において、DTSについては、DTSから事業計画を入手し、平成30年3月期から平成32年3月期までの事業計画値に基づき、DTSが将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いてDTSの株式価値を評価しております。割引率は6.50%から7.94%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永続成長率法を採用し、永続成長率を0%としております。

当社については、当社から事業計画を入手し、平成30年3月期から平成32年3月期までの事業計画値に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の株式価値を評価しております。割引率は、8.80%から10.76%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永続成長率法を採用し、永続成長率を0%としております。

なお、山田FASが、DCF法による算定の前提としたDTSの事業計画については、大幅な増減益は見込まれておりません。また、山田FASが、DCF法による算定の前提とした平成30年3月期から平成32年3月期までの当社の事業計画については、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、平成31年度3月期の営業利益については前事業年度と比較し230百万円増を見込んでおります。これはBPOサービス事業におけるPCIDS関連の新規ビジネスによる売上及び利益拡大や、全社における各種施策費用等のコスト削減を積極的に図ることによるものです。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

各評価方法による当社の普通株式1株に対するDTSの普通株式の割当て株数の算定結果は、下表のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法	0.557 ~ 0.690
DCF法	0.613 ~ 0.833

山田FASは、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産及び負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価

を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、両社の財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提としております。また、山田FASの株式交換比率の算定は、平成29年5月10日現在までの情報と経済条件を前提としたものであります。

なお、山田FASによる株式交換比率算定書は、当社の取締役会が株式交換比率を決定する際の参考情報として作成されたものであり、両社間で合意・決定された株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。

(4) 交換対価として当該種類の財産を選択した理由

当社及びDTSは、本株式交換の対価として、株式交換完全親会社となるDTSの普通株式を選択いたしました。本株式交換の対価であるDTSの普通株式は東京証券取引所市場第一部に上場されており、本株式交換後においても、引き続き流動性が確保されています。

また、本株式交換は両社の企業価値向上を図るものであるため、今後DTSの普通株式を保有することとなる当社の株主の皆様において、本株式交換の対価として、株式交換完全親会社となるDTSの普通株式を選択することが適切であると判断いたしました。

(5) 株式交換により増加する完全親会社の資本金および準備金等の額の相当性に関する事項

本株式交換により増加するDTSの資本金及び準備金の額については、会社計算規則第39条に定めるところに従って、DTSが定めるものとされています。

かかる定めは、会社計算規則、公正な会計基準に即したものであり、相当であると考えております。

(6) 当社の少数株主の利益を害さないように留意した事項

①公正性を担保するための措置

本株式交換は、DTSが既に当社の発行済株式総数の50.02%を保有する親会社であることから、本株式交換の公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置を実施しております。

イ. 独立した第三者算定機関からの株式交換比率算定書の取得

DTSは、DTS及び当社から独立した第三者算定機関であるSMBCD日興証券を選定し、平成29年5月11日付で、株式交換比率算定書を取得いたしました。算定書の概要は、上記(3)「算定に関する事項」をご参照ください。

一方、当社は、DTS及び当社から独立した第三者算定機関である山田FASを選定し、平成29年5月10日付で、株式交換比率算定書を取得いたしま

した。算定書の概要は、上記(3)「算定に関する事項」をご参照ください。

なお、両社は、いずれも、各第三者算定機関から本株式交換比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）は取得していません。

ロ、独立した法律事務所からの助言

本株式交換の法務アドバイザーとして、D T S は T M I 総合法律事務所を、当社は成和明哲法律事務所を選任し、それぞれ本株式交換の諸手続及び取締役の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を得ております。なお、T M I 総合法律事務所及び成和明哲法律事務所は、いずれもD T S 及び当社から独立しており、両社との間に重要な利害関係を有しません。

②利益相反を回避するための措置

D T S は既に当社の議決権10,800個（平成29年3月31日現在の総株主の議決権の数21,588個に占める割合（以下、「議決権保有割合」といいます。）にして50.03%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、議決権保有割合の計算において同じです。))を保有し、当社はD T S の連結子会社に該当することから、上記①の措置を採ることに加え、利益相反を回避するため、以下のような措置を講じております。

イ、当社における、利害関係を有しない第三者委員会からの答申書の取得

当社は、本株式交換を検討するにあたり、本株式交換における利益相反を解消し、本株式交換の公正性及び透明性を担保するために、D T S と利害関係を有しない独立した外部の有識者である宮川和大氏（公認会計士、バックワンパートナーズ総合事務所）、当社の社外監査役であり東京証券取引所に独立役員として届け出ている石井妙子氏（弁護士、太田・石井法律事務所）、大野孝雄氏、同じく独立役員として届け出ている当社の社外取締役である佐藤直樹氏の4名で構成される第三者委員会を設置し、本株式交換を検討するに当たって、東京証券取引所の定める規則に基づき、本株式交換に関する当社の決定が当社の少数株主の皆様にとって不利益なものでないか否かに関する検討を依頼いたしました。

第三者委員会は、上記の検討に際して、平成29年4月13日から平成29年5月2日迄に、合計5回開催した他、情報収集を行い、上記検討事項に関し、慎重に検討を行いました。第三者委員会は、かかる検討に当たり、当社から、本株式交換の目的、本株式交換に至る背景、当社の企業価値の内容、並びに株式交換比率を含む本株式交換の諸条件の交渉経緯及び決定過程についての説明を受けており、また、山田FASから本株式交換における株式交換比率の評価に関する説明を受けております。また、当社のリーガル・アドバイザーである成和明哲法律事務所から、本株式交換に係る当社の意思決定の方法及び過程等に関する説明を受けております。第三者委員会は、かかる経緯の下、これらの説明、算

定結果その他の検討資料を前提として、本株式交換を行うとの決議を当社の取締役会が行うことが、当社の少数株主の皆様にとって特段不利益なものであると考えるべき事情は認められない旨の答申書を、平成29年5月10日付で、当社に提出しております。

□、当社における、利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

当社の本株式交換に関する議案を決議した取締役会においては、利益相反の疑いを回避する観点からより慎重を期すため、まず、D T S の取締役を兼務している横尾勇夫氏、並びにD T S の執行役員を兼務している豊永智規氏及び石川暢彦氏を除く取締役3名のみで審議及び決議を行いました（以下、かかる審議及び決議を「第1決議」といいます。）。その上で、仮に、D T S の取締役又は執行役員を兼務している取締役が会社法第369条第2項に定める特別利害関係取締役には該当しないと解釈される場合には、第1決議は、同条第1項に定める取締役会の定足数を満たさないものであることになってしまうことを考慮し、第1決議に参加しなかった取締役を加えた6名の取締役にて改めて審議及び決議を行っています（以下、かかる審議及び決議を「第2決議」といいます。）。よって、当社の取締役のうち、D T S の取締役を兼務している横尾勇夫氏、並びにD T S の執行役員を兼務している豊永智規氏及び石川暢彦氏は第1決議に参加せず、第2決議にのみ参加しております。

また、同様の観点から、横尾勇夫氏、豊永智規氏及び石川暢彦氏は、当社の立場において本株式交換に係る協議・交渉には参加していません。

第1決議及び第2決議に係る取締役会は、上記のとおり審議及び決議に参加していない取締役を除く取締役及び監査役が出席し、本株式交換の諸条件について慎重に審議した結果、それぞれ、出席した取締役全員の一致で上記決議を行っており、また、出席した監査役からも特に異議は述べられていません。

2 交換対価について参考となるべき事項

(1) D T S の定款の定め

D T S の定款は、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<http://www.datalinks.co.jp/>) に掲載しております。

(2) 交換対価の換価方法に関する事項

① 交換対価を取引する市場

D T S の株式は東京証券取引所市場第1部において取引されております。

② 交換対価の取引の媒介、取次又は代理を行う者

D T S の普通株式は、全国の各金融商品取引業者（証券会社等）等にて取引の媒介、取次等が行われております。

③交換対価の譲渡その他の処分に対する制限の内容

該当事項はありません。

(3) 交換対価の市場価格に関する事項

平成29年5月10日を基準日とした直近1ヶ月間、3ヶ月間、6ヶ月間のD T Sの普通株式の市場価格の終値平均は以下のとおりです。

1ヶ月間	3ヶ月間	6ヶ月間
2,823円	2,750円	2,630円

なお、東京証券取引所におけるD T Sの普通株式の最新の市場価格等につきましては、東京証券取引所のウェブサイト (<http://www.jpx.co.jp/>) 等でご確認いただけます。

(4) D T Sの過去5年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表の内容

D T Sは、金融商品取引法第24条第1項の定めにより有価証券報告書を提出しておりますので、記載を省略いたします。

3 株式交換に係る新株予約権の定め の 相当性に関する事項

該当事項はありません。

4 株式交換完全親会社についての計算書類等に関する事項

(1) D T Sの最終事業年度（平成29年3月期）に係る計算書類等の内容

D T Sの最終事業年度（平成29年3月期）に係る計算書類等の内容は、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<http://www.datalinks.co.jp/>) に掲載しております。

(2) D T Sの最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当はありません。

(3) D T Sの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当はありません。

5 株式交換完全子会社についての計算書類等に関する事項

当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当はありません。

第3号議案 取締役2名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役豊永智規および石川暢彦の両氏は辞任により退任いたしますので、取締役2名の補欠選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、取締役候補者齋藤健および大久保茂雄の両氏の任期は、当社定款の定めにより、在任取締役の任期の満了すべき時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
1	さいとう けん ※ 齋藤 健 (昭和35年2月11日生)	昭和57年4月 日本電信電話公社入社（現：日本 電信電話株式会社） 平成9年4月 エヌ・ティ・ティ・データ通信株 式会社経営企画部部长（現：株式 会社エヌ・ティ・ティ・データ） 平成11年10月 同社公共システム事業本部部长 平成19年6月 同社購買部部长 平成22年4月 同社グループ経営企画本部部长 (兼務) 平成24年4月 株式会社D T S入社経営企画部長 平成25年3月 株式会社総合システムサービス 取締役 平成25年4月 株式会社D T S 執行役員経営企画 部部长（現任） 平成26年4月 株式会社D T S W E S T取締役 横河デジタルコンピュータ株式 会社取締役（現：株式会社D T S インサイト）（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社D T S 執行役員経営企画部長	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
2	おおくぼ しげお 大久保 茂雄 ※ (昭和39年6月6日生)	昭和62年4月 株式会社データ通信システム入社 (現：株式会社D T S) 平成14年4月 同社システムマネジメント本部第一事業部S M S第三部長 平成20年4月 同社ネットワーク事業本部ネットワークビジネスソリューション第一部長 平成22年4月 同社マネジメントサービス事業本部キャリアビジネスサービス部長 平成24年4月 同社マネジメントサービス事業本部副本部長兼カスタマビジネスサービス第二部長 平成25年4月 同社I Tサービス事業本部カスタマシステムサービス事業部長 平成26年4月 同社執行役員I Tサービス事業本部副本部長兼I Tサービス事業本部カスタマシステムサービス事業部長 平成26年6月 日本S E株式会社取締役 平成28年4月 株式会社D T S執行役員I C S事業本部長 (現任) 遁天斯 (上海) 軟件技術有限公司 董事 (重要な兼職の状況) 株式会社D T S執行役員I C S事業本部長	—

※は新任候補者であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 候補者齋藤健氏および大久保茂雄氏は、現在親会社である株式会社D T Sの業務を執行しております。なお、株式会社D T Sにおける地位および担当につきましては、「略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。
3. 候補者齋藤健氏および大久保茂雄氏の「略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況」の欄には、当社の親会社である株式会社D T Sにおいて業務執行者であったときの地位および担当を含めて記載しております。
4. 齋藤健氏および大久保茂雄氏が選任された場合、業務執行取締役でない両氏との間で、当社の定款に基づき責任限定契約を締結する予定であります。

第4号議案 役員賞与支給の件

当社の業績を勘案して、当期末時点の取締役（社外取締役を除く）3名および監査役（社外監査役を除く）1名に対し、役員賞与総額6,000,000円（うち監査役分1,000,000円）を支給いたしたいと存じます。

なお、各取締役に対する金額は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

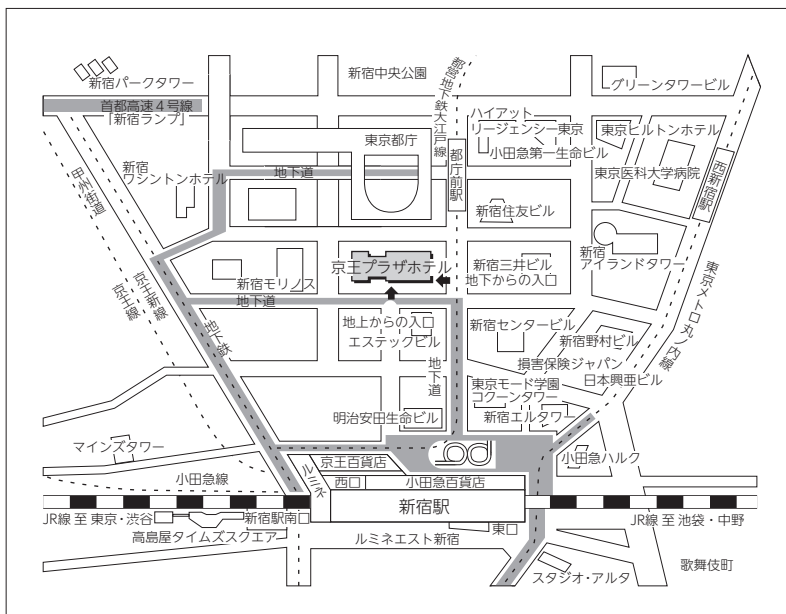
以 上

株主総会会場ご案内図

京王プラザホテル43階 ムーンライト

東京都新宿区西新宿二丁目2番1号

電話 (03) 3344-0111 (代表)



交通

J R新宿駅西口より徒歩5分

京王線・小田急線・東京メトロ丸ノ内線・都営地下鉄新宿線
新宿駅より徒歩5分

都営地下鉄大江戸線

都庁前駅B 1 出口すぐ

UD FONT
by MORISAWA

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。